

(第2回) 埼玉県医療提供施設等光熱費高騰対策支援金に 申し込みましょう！

今年も埼玉県から埼玉県医療提供施設等光熱費高騰対策支援金が交付されます。
医療提供施設としてきちんと認識されていて施設区分に歯科技工所と明記されています。
支援額はわずか3,000円ですが、これは「歯科技工所だから3,000円」という訳ではなく
総額の予算を施設規模で割り振った結果の3,000円です。

支援金（有無や支援額）が決定するまで

1. 支援金においては予算割振（予算が少し余りそうだが）が先行する場合があります。
「すこし余りそうだが・・・どこか困っているところはないか？」
2. 各団体の責任者等から聴き取り調査を行う
「光熱費の値上げが経営にどの程度影響していますか？」
3. 支援対象団体を決定し目算を行う（対象数から支援金概算を算出）
予算総額が〇〇〇万円で対象数が〇〇なので1施設あたり〇〇〇円
4. 応募の受付
5. 支援金の交付
6. 交付後の調査（需要によって補正予算から特別会計に変更、少なければ打切）
需要が少なければ「困っていない」という判断、多ければ技工士の声を無視することはできない
7. 来年度の予算科目と支援額の決定
補正予算ではなく、必要な支援額を予め決めて特別会計に計上する



今回は電子申請での受付、そして約2か月間もの応募期間があるため1施設でも多く応募し、支援金の必要性を応募数によってアピールできれば来年度はもっと大きな予算がつくはずです。私たちの声はけっして小さくありません！！

申請 期間

令和七年 9/1 ~ 令和七年 10/31

埼玉県医療提供施設等光熱費高騰対策支援金

